

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の件数
(令和7年1月～12月)

1. 区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	9 件
イ 黄斑下手術等	1 件
ウ 鼓室形成手術等	0 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	4 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術等	146 件

2. 区分2に分類される手術	
ア 靱帯断裂形成手術等	8 件
イ 水頭症手術等	10 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ 尿道形成手術等	0 件
オ 角膜移植術	0 件
カ 肝切除術等	7 件
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0 件

3. 区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	0 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ 母子化手術等	0 件
オ 内反足手術等	0 件
カ 食道切除再建術等	3 件
キ 同種死体腎移植術等	0 件

4. 区分4に分類される手術	
腹腔鏡下手術 等	95 件

5. その他の区分に分類される手術	
◦ 人工関節置換術	12 件
◦ 乳児外科施設基準対象手術	0 件
◦ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	23 件
◦ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0 件
◦ 経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	5 件
不安定狭心症に対するもの	5 件
その他のもの	14 件
◦ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
◦ 経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	19 件
不安定狭心症に対するもの	3 件
その他のもの	42 件